

Title	アメリカと日本の私立大学の決算書：その注記について(守永誠治教授退任記念号)
Sub Title	Financial Statements of Private University or College in the United States of America and Japan(In Honour of Profesor Seiji Morinaga)
Author	森本, 晴生(Morimoto, Haruo)
Publisher	
Publication year	1993
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.35, No.6 (1993. 2) ,p.216- 224
JaLC DOI	
Abstract	わが国の私立大学では,私立学校法に基づく「決算書」と会計基準に基づく計算書類がある。様式の指定のある計算書類は,交付された経営費補助金の補助効果を測ることを前提としているので,資金収支内訳表で学校・学部別の収支を明らかにしているが,その反面で,会計方針や会計制度の説明などは,貸借対照表に対する5項目の注記を除くと,ほとんどこれに記載されない。また,一般に公開されないために,学校の経営状態を開示するという性格をもっていない。これに対して,アメリカにおける私立大学の決算書では,部門別収支を明らかにしていないが,注記事項が長文で多岐にわたり,決算書の読者に適当な判断材料を与えようとする傾向が強い。入手したアメリカの私立大学11校の決算書では,決算書に対する注記として,重要な会計方針の概要が,証券投資,大学の発行する債権,借入金,設備資産,退職年金,偶発債務,寄付の申込,その他の情報を開示している。このうちで,借入金と設備資産は,わが国の借入金明細表と固定資産明細表がほぼ相当しているが,その他の部分についての記載はほとんどない。アメリカでは非営利組織体と営利企業とを会計上で全体的に区別せず,必要なところだけ区別するという見解があることも,大学が債券を発行しているために会計情報を開示しなければならないことも,開示が進んでいる理由である。わが国では,会計を開示しようとする傾向が強いので,少なくとも補足資料として,重要な会計方針の概要,預金,特定預金(資産)及び有価証券の明細,退職金(年金)と退職給与引当金の明細,偶発債務と寄付の申込の状況を整理して記載し,少なくとも意思決定者である理事会に情報として提供すべきである。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19930225-04056320

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカと日本の私立大学の決算書

—その注記について—

森 本 晴 生

<要 約>

わが国の私立大学では、私立学校法に基づく「決算書」と会計基準に基づく計算書類がある。様式の指定のある計算書類は、交付された経営費補助金の補助効果を測ることを前提としているので、資金収支内訳表で学校・学部別の収支を明らかにしているが、その反面で、会計方針や会計制度の説明などは、貸借対照表に対する5項目の注記を除くと、ほとんどこれに記載されない。また、一般に公開されないために、学校の経営状態を開示するという性格をもっていない。

これに対して、アメリカにおける私立大学の決算書では、部門別収支を明らかにしていないが、注記事項が長文で多岐にわたり、決算書の読者に適当な判断材料を与えようとする傾向が強い。入手したアメリカの私立大学11校の決算書では、決算書に対する注記として、重要な会計方針の概要が、証券投資、大学の発行する債権、借入金、設備資産、退職年金、偶発債務、寄付の申込、その他の情報を開示している。このうちで、借入金と設備資産は、わが国の借入金明細表と固定資産明細表がほぼ相当しているが、その他の部分についての記載はほとんどない。

アメリカでは非営利組織体と営利企業とを会計上で全体的に区別せず、必要なところだけ区別するという見解があることも、大学が債券を発行しているために会計情報を開示しなければならないことも、開示が進んでいる理由である。

わが国では、会計を開示しようとしにくい傾向が強いので、少なくとも補足資料として、重要な会計方針の概要、預金、特定預金（資産）及び有価証券の明細、退職金（年金）と退職給与引当金の明細、偶発債務と寄付の申込の状況を整理して記載し、少なくとも意思決定者である理事会に情報として提供すべきである。

<キーワード>

学校法人会計、会計基準、収支計算書、貸借対照表、注記、補足資料、アメリカ、日本、私立大学、開示

1 はじめに

わが国の私立大学のいわゆる「決算書」は翌年度の5月末までに作成し、事務所に備え置くことが私立学

校法で定められ、さらに国から経営費補助金の交付を受けている場合には、学校法人会計基準（文部省令）に従ってこれを計算書類として作成することが義務付けられている。

計算書類は私立学校に交付された経営費補助金の補

助効果を図ることを前提としているので、学校・学部別の収支を明らかにしているが、その反面で、会計方針や会計制度の説明などではほとんどこれに記載されない。この計算書類は私立大学と学校法人の所轄庁である文部大臣に提出されるが、一般に公開されないために、学校の経営状態を開示するという性格をもっていない。

これに対して、アメリカにおける私立大学の決算書では、注記事項が多岐にわたり、決算書の読者に適当な判断材料を与えようとする傾向が強い。本稿では、わが国の私立大学の計算書類とアメリカの私立大学の決算書を注記の面で比較し、わが国の計算書類の注記に関する新しい視点を見出そうとするものである。

わが国の私立大学の計算書類は非公開であるので、学校法人会計基準の規定や日本私学振興財団の集計資料によって議論することとし、アメリカの私立大学の決算書は入手した11大学のものによる。

ここでは次のような略称を用いている。

私学法＝私立学校法（昭和24年、法律第270号）

振興助成法＝私立学校振興助成法（昭和50年、法律第61号）

会計基準＝私立学校会計基準（昭和46年、文部省令第18号）

2 わが国の私立大学の計算書類の概要

(1) 私学法の決算書と会計基準計算書類

わが国における私立大学の決算書は、法制度上では、私立大学自身で作成するのではなく、それを設置する学校法人が、設置する大学などの学校その他を含む学校法人全体について作成するものである。作成する書類は、「財産目録、貸借対照表及び収支計算書」であり、「常にこれを各事務所に備え置かなければならない」のである（私学法第46条）。このように、私学法の定める決算書は、外部報告ないし公開を求められている書類ではなく、事務所に備え置く書類（事務所備え置き書類）である。さらに手続きについて、「決算は、会計年度終了後2月以内に、理事長において、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない」

（私学法第46条）とされている。すなわち、大学の設置者である学校法人の役員（理事及び監事）、評議員その作成に関与する事務担当者以外は、私学法で定める範囲では、決算書にふれる機会はないのである。

現在、振興助成法第4条の規定により、ほとんどの

私立大学は国から経常費補助金の交付を受けている。これに伴って、「文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成」することが義務付けられている（振興助成法第14条）。この「文部大臣の定める基準」として、昭和46年に会計基準が文部省令として定められ、数回の改正を経て今日にいたっている。この結果、私立大学を設置する学校法人では、事実上、会計基準の規定に従った「会計処理と財務書類に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成」すること（会計基準第1条）が義務付けられた。この計算書類は、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付し、翌年度の収支予算書と共に、所轄庁である文部大臣に届け出ることになっている（振興助成法第14条）ことは、私学法の決算書と異なる点である。

会計基準によって学校法人が作成しなければならないと定められている計算書類は、次のものである（会計基準第3条）。

資金収支計算書

これに附属する資金収支内訳表及び人件費支出内訳表

消費収支計算書

これに附属する消費収支内訳表

貸借対照表

これに附属する固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表

この中には私学法で定める事務所備え置き書類のうちで「財産目録」が含まれていないが、残りの「収支計算書」及び「貸借対照表」は会計基準の「資金収支計算書」と「消費収支計算書」及び「貸借対照表」が相当すると一般に理解されている。計算書類の提出期限が翌年度の6月末であり、私学法の決算書の作成期限である5月末から計算書類の提出期限まで1か月あることは、理事会で確定した決算書、すなわち計算書類を公認会計士等が監査することを想定しているのである。しかし、計算書類が複雑であるので、理事会及び評議員会での理解を得やすくするために、会計基準の方法とは別の表示方法で決算報告を行うことも認められる²⁾。

1) 「私立学校振興助成法等の施行について」、文部事務次官通達、文管振第153号、昭和51年4月。

2) 日本私立大学振興協会他共編「私学経理事務マニュアル」、全私学新聞社、昭和62年11月、304ページ。

実務上でも、私学法の財産目録などは様式や記載科目が定められていないので、学校法人独自の様式の財産目録と会計基準による計算書類を5月末までに理事会で確定し、これらを事務所に備え置くことで私学法の規定は満足されたものとしている。

計算書類は、資金収支計算書に附属する資金収支内訳表と人件費支出内訳表では、学校ごとの区分のほか³⁾に大学では学部³⁾に、短期大学では学科に、高等学校で

は課程に細分して記載し（会計基準第13条、第14条）、消費収支計算書に附属する消費収支内訳表では、学校ごとに区分して記載することとされている。

(2) 計算書類における注記

計算書類に関する注記として会計基準で定めているものは次のようなものである。

書 類	注 意 事 項	根 拠
資金収支計算書	予備費を使用した場合の振替科目及びその金額	第1号様式の注
資金収支内訳表	(規定なし)	
人件費支出内訳表	(規定なし)	
消費収支計算書	予備費を使用した場合の振替科目及びその金額	第4号様式の注
消費収支内訳表	(規定なし)	
貸借対照表	減価償却額の累計額の合計額 徴収不能引当金の合計額 担保に供している資産の種類及び額 退職給与引当金の算定方法 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入を行うことになる金額	第6号様式の注記
固定資産明細表	贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額（中略）をこえる額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれの事由を摘要の欄に記載する。	第7号様式の (注) 4
借入金明細表	摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載し、同一の借入先について複数の契約口数がある場合には、借入先別に一括し、利率、返済期限、借入金の使途及び担保物件の種類については要約して記載することができる。	第8号様式の (注) 1, 2
基本金明細表	第2号基本金及び第3号基本金については、この表の付表として、基本金の組入に係る計画等を記載した表を次の様式に従い作成し、添付するものとする。	第9号様式の（備考）

この他に日本公認会計士協会の定める注記として、昭和63年度から改正後の会計基準が適用されることに

なったことに伴い、同年度の計算書類に限り、計算書類の冒頭に次のような記載をすることが要請された⁴⁾。

3) 「大学」には「短期大学」も含まれる（学校教育法第69条の2）が、ここでは短期大学を含まない学部の部分をさしている。

4) 『学校法人会計基準の一部改正』に伴う会計処理及び計算書類の表示方法の変更に係る移行措置について、日本公認会計士協会・学校会計委員会報告第33号、昭和63年10月。

この計算書類は、昭和62年8月31日付け「学校法人会計基準の一部を改正する省令」(文部省令第25号)に基づき会計処理及び計算書類の表示方法の一部変更を行った。

計算書類の形式に関しては、B4判上質紙で作成し、公認会計士又は監査法人の監査報告書の後にとじ込むことになっている⁵⁾。

以上に述べたように、計算書類のうちの個々の書類に対して注記又は摘要の記載についての定めはあるが、計算書類の全体についての注記又は個々の注記をまとめて記載することがないことが、会計基準による計算書類の表記上の特徴である。

3 アメリカの私立大学の決算書

(1) 入手したアメリカの私立大学の決算書

今回、入手したアメリカの私立大学の決算書は、いずれも1990~1991年度のもので、次のとおりである。

大 学 (州)	決 算 日
1 A College (Massachusetts)	1991. 6. 30
2 G College (Oregon)	1991. 6. 30
3 M College (Massachusetts)	1991. 6. 30
4 M College (Ohio)	1991. 6. 30
5 O College (California)	1991. 6. 30
6 R College (Virginia)	1991. 6. 30
7 T College (Mississippi)	1991. 6. 30
8 D University (California)	1991. 8. 31
9 G University (California)	1991. 6. 30
10 L University (Illinois)	1991. 6. 30
11 S University (Pennsylvania)	1991. 5. 31

これらは、いずれも独立監査人として公認会計士の監査事務所による監査報告書が添付されている。監査事務所が関与している大学の数は次のとおりであり、監査事務所の規模が大きいために、わが国の例に比べると、関与する大学の数は大きくなっている。したがって、決算書の記載の違いは監査事務所の指導内容の違いよりは、大学の会計方針の違いが現れているものと推測される。

5) 「昭和51年度以後の監査事項の指定について」, 文部省管理局长通知, 文管振第215号, 昭和51年。

関与する大学の数	監査事務所の数
4	1
3	1
2	1
1	2

決算日は一定せず、1校が5月31日、10校が6月30日、1校が8月31日である。形式上では、用紙サイズは9インチ×11インチで共通しているが、印刷の向きや文字の縮小の程度はまちまちで、文字が小さくなり過ぎて読みにくくなっているものもある。

書類の順序は、次のようになっている。

- 独立監査人の報告書(Independent Auditors' Report)
- 貸借対照表 (Balance Sheet)
- 基金別資金運用表 (Statement of Changes in Fund Balances)
- 経常基金収支計算書 (Statement of Current Funds Revenue, Expenses and Transfer)
- 決算書への注記 (Notes to Financial Statements)

(2) 基金会計

貸借対照表などの計算書類は、次のような基金(Funds)に区分されて、会計処理と表示が行われている。当年度の金額だけが記載されているものも、前年度の金額と比較して記載されているものもある。これらの基金は、細分表示されたり、まとめて表示されるものもあり、細分表示の方法は大学により違っている。

経常基金 (Current Funds)

無条件経常基金 (Unrestricted Current Funds)

外部の資金提供者の用途指定を受けず、大学の意思により教育目的に充てる。主な財源は授業料であり、用途の制限がないので、大学にとって最も好ましい財源である。

条件付経常基金 (Restricted Current Funds)

資金提供者の意思によって定められた用途に

6) Wainwright, a., "Overview of Financial Accounting and Reporting", *College and University Business Administration*, 5th ed., ed. by McDonald, D., Washington, D.C.: National Association of College and University Business Administration, 1992, pp. 221-233

充てる。指定される用途は広いもの（例えば、奨学金のため）と狭いもの（例えば、DNAの化学構造の解析のため）がある。

貸付基金 (Loan Funds)

学生と教職員に貸付けるためのもので、資金は、連邦、州、地方自治体の補助金や、私的寄付金などの外部の資金によるが、その一部は無条件経常基金のうちから大学の理事会の決定により提供される。

収益等基金 (Endowment and Similar Funds)

次の3つに細分される。

寄付基金 (Endowment Funds)

寄付者から譲渡された資産の元本は投資され、その利息は資金提供者の意思によって定められた用途に充てる。用途の指定がないものは、無条件経常基金に含めて使用される。これが「真の寄付基金」である。

期限付寄付基金 (Term Endowment Funds)

譲渡されたときは「真の寄付基金」と同様に運用され、寄付者の定めたある期間後は元本の全部又は一部が使用される。

準寄付基金 (Funds Functioning as Endowment; Quasi-Endowment Funds)

大学の理事会決定により、本来は用途指定のない資金を寄付基金のように用途を定めて運用される。大学によっては、これを理事会設定基金 (Board Designated Funds) と呼んでいる。

年金基金 (Annuity and Life Income Funds)

将来に譲渡を行うという契約のもとに大学に提供された資金で、資金提供者又はその指定する者に終身又は一定期間にわたり年金を交付する。年金交付期間が終わると、契約にしたがって元本が大学に完全に移管され、資金は再区分されて他の基金に振替えられる。資金提供者との契約により次の2つに分かれる。

年金基金 (Annuity Funds)

年金額が一定のもの。

年金所得基金 (Life Income Funds)

年金額がその資金から得られる利得に基づくもの。

設備基金 (Plant Funds)

未支出の資産で将来の設備資産に充てるもの、大学の設備資産の取替更新に充てるもの、設備資産に係る未払金の支払財産、設備資産の原価（譲

渡されたものは、その時の時価）からなっている。大学によっては、この4つに区分されていないものもある。

預り基金 (Agency Funds)

大学が管理人又は財務代理人として保有する資産で、学生、教職員、その他の団体のためのものである。

(3) 決算書への注記

決算書は、上記の基金に分けて表示され、末尾の注記もこの資金に基づいて記述されている。記載される内容は、大学の規模や設置学部などによって異なり一定していないが、およそ次のようなものであり、その長さは注記全体では4ページ～13ページにわたっている。

A. 重要な会計方針の概要 (Summary of Significant Accounting Policies)

すべての大学でこの項目が記載され、主な内容は次のとおり。

- ① 発生主義 (Accrual Basis) を採用していることは、項目を付すかどうかにかかわらず、すべての決算書で説明されている。
- ② 基金会計 (Funds Accounting) を採用していることと各基金の説明も、すべての決算書で記載されている。ただし、使われている基金は必ずしも前述の全部の基金ではなく、年金基金と預り基金は記載されていないものがあり、その大学ではこれらの基金を設定していないと判断される。
- ③ 会計原則の変更 (Change in Accounting Principle) として項目を立てていないものもあるが、1991年から適用された減価償却の変更（設備基金の固定資産に減価償却を行うことと、それに伴う前年度の額の修正）は、全部の決算書に記載されている。土地、建物及び設備 (Land, Building and Equipment; Plant Assets) の項目で評価方法の説明、減価償却法を記載しているものもある。
- ④ 投資 (Investments) については、取得価額、寄付されたものはその日の時価を記載している。時価評価によるものがある。

B. 証券投資 (Investments; Securities and Other Investments)

ほとんどの決算書で、大学が保有する有価証券を目的別、種類別に記載している。信託投資 (Trust

Funds) の項目を使っているものもある。

C. 支払手形 (Notes Payable)

4 大学でこの項目を使用している。

D. 大学債債務 (Bonds Payable; Bonded Indebtedness)

6 大学でこの記載がある。アメリカでは私立大学が地方債 (Municipal Securities) を発行することが認められているが、多くは州レベルの高等教育のための機構 (例えば、カリフォルニア教育設備機構 California Educational Facilities Authority) によって債券を発行しているので、その金額、期間、利率、償還方法などを記載している。

E. 借入金

負債額 (Indebtedness), 担保付長期借入金 (Mortgage Payable; Contracts and Mortgage Payable), 借入金の償還 (Debt Extinguishment) などの項目を立てて、借入金、その金額、利率、使途などを記載し、今後の年度ごとの償還額も記載している。融資限度額 (Line of Credit) の記載のある大学もある。

F. 設備資産 (Plant assets; Property Plant and Equipment; Physical Properties)

これは、重要な会計方針の概要のなかでも記載されているが、別に項目を立てて記載しているところが7校ある。ここで、評価方法、1991年から減価償却が必要になったことなどを説明している。

G. 退職年金 (Retirement Plan(s); Pensions; Pension Plan; Post-Employment Benefits; Post Retirement Benefit Plans; Retirement Benefits)

名称は違っていても、10校で退職年金に関する記載がある。

H. 寄付と申込 (Donation and Pledge, Pledge)

6校の決算書で、寄付については資金を受け入れたときに収益と認識するので、寄付の申込額は基金別資金運用表や経常基金収支計算書に含まれないとして、寄付提供者、資金を受ける予定日、その金額の記載がある。

I. その他

偶発債務 (Commitments and Contingent Liabilities; Contingencies) については3校で、訴訟その他の理由により、将来において発生する可能性のある支出について記載している。病院をもつ大学では、危険回避策 (Risk Retention Program) として保険制度について費用の分担などを記載している。

再区分 (Reclassification) として、前年度と記載科

目の区分を変えたという記載が、重要な会計方針の概要のなかで記載したものも含めて4校ある。

基金間の移動 (Interfund Balances, Interfund Borrowings) は基金別資金運用表の記載から理解されるが、注記でのこれに関する記載が3校の決算書である。

外部に対する将来の支出を契約 (Commitments) の項目で記載するところが3校ある。

リース契約 (Leases; Lease Commitments), 後発事象 (Subsequent Event) については、2校で記載している。

この他に、未払年金 (Annuities Payable), 政府の補助金 (Government Grant), 雇用保険 (Insurance), 関係団体に対する債権 (Receivable from Related Party), 資産税 (Property Taxes), 関連団体との関係 (Related Party Transaction), 学生に対する財政援助 (Financial Aid) などがある。

4 アメリカと日本の決算書の比較

(1) 資産の評価方法の記載

アメリカの私立大学の決算書では、部門別の表示がないかわりに、財務的な注記が多く記載されている。各大学に共通することは、上に示したように「重要な会計方針の概要」の項目で、当然とも思える内容も含めて記載し、決算書の読者の理解を得やすい努力をしている。

わが国では、会計基準において重要な会計方針の記載が求められていないが、資産の評価基準は取得原価主義を採用し、「当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもってする」とされている (会計基準第25条)。有価証券では、「時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価により評価する」ことが定められている (会計基準第27条)。このことは、会計基準を見ればすぐ理解できることではあるが、計算書類 (決算書) だけで理解できるようにしているアメリカのほうが適切な開示であろう。

アメリカの場合は、有価証券を購入したものは取得原価で評価し贈与されたものは贈与時の時価で評価するところと、すべてを決算日の時価で評価するところとがあり、複数の認められる代替案がある場合には、

どの評価方法を採用したかが注記の「重要な会計方針の概要」のなかで記載されなければならないことは、当然である。この意味では、わが国で評価方法を注記することは必要でないのである。しかし、その書類を見ているだけで理解できる程度の注記があるほうが、読者の理解を助けることになるのである。

(2) 将来に対する設備の確保に関する記載

わが国では、基本金の組入れに関する規定は、昭和62年に大幅に改正され、計画表を付けることになった。将来の固定資産の取得ないし既存の固定資産の取替更新を目的とする資金の確保に伴う組入れ（いわゆる、先行組入れ）が、一部の学校法人で大規模に行われていたのを規制する目的で、この改正がなされたものである。この改正では、基本金は4つに分類され、「将来取得する固定資産の所得に充てる金銭その他の資産」が第2号基本金とされた。この資産は「第2号基本金対象資産として、通常の運転資金と区別し、取得目的に沿った『〇〇引当特定預金（又は資産）』を将来取得予定の固定資産の取得年度に至るまで計画的、年次的に確保しておくことが適当である」とされている。

この第2号基本金が将来に対する施設整備の計画を表示するものであり、学校法人の意思を表明したものと目される。第2号基本金の設定自体は会計取引ではないので、公認会計士監査の対象とはなじみにくいものであり、公認会計士監査では、「基本金明細表の付表に記載される固定資産の取得予定年度・所要見込総額（様式第1関係）及び（中略）、並びにこれらに伴う基本金組入計画については当該計画の決定方法の合理性について検証する必要がある。合理的であるかどうかは、理事会及び評議員会（中略）の議決が適正な手続きによって行われているかどうかを確認する」⁷⁾だけであって、計画自体を監査対象とはしていない。

わが国の私立大学での第2号基本金は、将来において施設設備を取得するための金銭その他の資産であって、アメリカにおける寄付基金とかなり近い性質をもっている。わが国で第2号基本金の額が総資産に占める割合は6%程度⁸⁾である。アメリカで寄付基金の額

が総資産に占める割合は、この11校では10%~74%と記載され、わが国の第2号基本金に比べて総資産に占める割合ははるかに大きくなっている。寄付基金には設備以外の目的に充てるものも含まれているので、単純に比較することはできないが、将来に対する備えをしたものとして注目しなければならない。

アメリカでは社会に対する寄付を行うことは良いこととされ、広く行われている。アメリカの大学関係者にヒアリングを行ったところ、これに対する寄付受領者の対応は、一定金額以上の寄付提供者に対し、式典などで表彰したり、建物の壁面に寄付者の氏名を彫り込んだ金属版をはめたり、機関誌に氏名と金額を公表したりするのであり、大学でもそのように対応しているとのことであった。寄付者の氏名を張り出すことは、わが国ではいわゆる「お祭りの寄付」のようだと、必ずしも歓迎されない風潮があるが、アメリカの大学の決算書で氏名や金額を記載することは、将来への対策である寄付基金を増加させる手段となるのである。

寄付基金の内容の詳細を決算書の末尾に記載している大学があり、それによると、永久寄付基金(Permanent Endowment)は、利息無条件(Income Unrestricted)と利息条件付(Income Restricted)に分かれ、後者の用途は、運営、教育、図書館、設備、奨学金、表彰、親睦などに区分され、それぞれが××記念基金(****Memorial Fund)のような十ないし百数十件の基金の明細が金額と共に記載されている。わが国においては、創立何十周年記念募金のような特定の場合に寄付を広範囲に集め、寄付者と寄付額を公表する例はあるが、経常的に寄付を集める習慣はない。これは、寄付金を集めないのではなく、創立何十周年記念募金のような特定の目的がないと、寄付に応ずるものが著しく少ないことによるものである。

アメリカで経常的な寄付に応ずる理由としては、先に述べたように、社会に対する寄付を助長する習慣があることのほかに、寄付金が取得税の控除の対象となることがあげられる。わが国でも、所得税での寄付金控除や法人税の損金算入の特例があるが、この制度はあらかじめ大蔵省によって認められた団体と用途がその対象となるのであって、アメリカに比べると、かなり適用の範囲が限定されている。

- 7) 日本公認会計士協会学校法人委員会、「基本金に関する会計処理及び監査上の取扱いについて（その1）」、日本公認会計士協会、昭和63年
8) 「今日の私学財政—大学法人・短期大学法人・高等学校法人 財務集計・分析（昭和61年

度~平成2年度)」、日本私学振興財団、平成4年。

(3) 固定資産と借入金の表示

わが国の計算書類では、固定資産に関しては、固定資産明細表によって、土地、建物、構築物などの有形固定資産、借地権、電話加入権、施設利用権などのその他の固定資産について、期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、減価償却額の累計額及び差引残高をそれぞれの欄に記載し、摘要の欄に贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加もしくは減少があった場合の事由、高額⁹⁾の増加もしくは減少があった場合の事由が記載されている。

アメリカの決算書では、評価方法、減価償却の方法などの基本的な要素と、特殊の事情については計算書ではなく決算書への注記に記載されているが、基本的には同等のものが記載されている。しかし、近い将来に発生する事象、例えば建築中の建物の概要とか、寄付を受ける予定の建物についての記載まで含まれることは、基本的な違いである。

わが国の計算書類では、借入金に関しては、借入金明細表によって、借入先、期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、利率及び返済期限をそれぞれの欄に記載し、概要の欄に借入金の使途及び担保物件を記載することになっている。この内容は、アメリカでは計算書類への注記の中に記載されているので、記載場所や形式は異なっても、ほぼ同様の内容が記載されていることになる。

偶発債務や後発事象は、わが国ではまったく記載の対象とはなっていないが、アメリカの決算書では、注記の対象となっている。将来に対する予測の情報として、計算書類に記載することが望ましいことは、述べるまでもないことである。

私立大学を含む非営利組織体と、営利企業との違いの基本は、その資産の受入れは収益と寄付として受入れるか、収益と出資として受入れるかの違いであり、アメリカでは、非営利組織体と営利企業とを会計上で全体的に区別せず、必要などころだけ区別するという見解⁹⁾があり、決算書の表示においてもこの見解が使われているのである。さらに、大学が直接間接を問わず

債券を発行している場合には、決算書を関係者に公開しなければならないこともその理由の一つである。

5 おわりに

アメリカの大学では、わが国に比べて開示する情報が多い。当事者の判断によって決めるという個人主義の現れでもあり、以心伝心のように心によって伝えるのではなく、文字や数字として伝える必要がある社会構成の上では、わが国に比べて書類が詳細にわたるのは当然の成り行きである。このことは大学の決算書（計算書類）においても、言えることである。しかし、情報が詳細に伝わることは、情報提供者にとって不利になることがあるから、相手に理解しにくい要素を残す必要がある。アメリカにおいて学部別などの収支を一切明らかにしていないのはこのような理由によるものと推察される¹⁰⁾。

わが国の計算書類が補助金の補助効果の測定という要素をもっているにしても、決算書を公開するかどうかの議論は別にして、それ以外の情報も記載すべきである。アメリカの決算書には注記事項が多いが、わが国の計算書類の附属する内訳表と明細表は計算書類に対する注記の一種とみれば、部門別情報を記載しているなど、わが国の計算書類のほうが詳細な記述をしている部分もある。しかし、現行の計算書類に比べてさらに深い理解を得られる情報を記載して、将来への対策を講じる必要がある。

会計基準のほかには決算書ないし計算書類の作成の基準が存在しないが、これ以外の補足資料を計算書類とは別に作成することを禁じられているものではない。少なくとも、次の項目は、補足資料として作成して意思決定者である理事会及び評議員会に報告すべきである。

① 重要な会計方針の概要

資産の評価、収入と支出（消費収入と消費支出）の認識、減価償却の方法などは、会計基準に記載されているが、その概要は記載するべきである。

9) Henke, E. O., "Introduction to Nonprofit Organization", 4th ed., Ohio: South-Western Publishing Co., 1992, pp.451-452.

Anthony, R. A., "Should Business Accounting and Nonbusiness Accounting Be Different?", Massachusetts: Harvard Business School Press, 1989, pp.11-12.

10) アメリカのある大学関係者に対するヒアリングでは、学部別の収支を明らかにすることは学内で労働問題を含むさまざまな問題を起こしかねないので、財務担当役員をはじめ、数人の教職員しか全体の部門別収支を承知していないとのことであった。情報開示に重点をおくアメリカの大学としては、はなはだ面倒な問題として残されているのである。

② 預金，特定預金（資産）及び有価証券の明細
これらはすでに総資産の40%程度を占めているものであり，固定資産明細表の記載にほぼ相当する重要性がある。

③ 退職金（年金）と退職給与引当金の明細
退職給与引当金の額と算定方法は，貸借対照表の注記事項となっているが，この他に退職金の算定方法，年金制度があればその算定方法も併せて記載すべきで

ある。

④ 偶発債務と寄付の申込
将来に発生が予想される債務及び支出（消費支出）と，受入れが確実な寄付などの収入（消費収入）は，あらかじめ情報として提供すべきである。

[大学院商学研究科研究生]